

道路上に張り出している樹木の管理をお願いします

道路上に樹木が張り出していると、枝折れ・落枝等により車両、歩行者の通行に支障をきたすほか、標識やカーブミラー等が見えにくくなり交通事故の原因となる可能性があります。

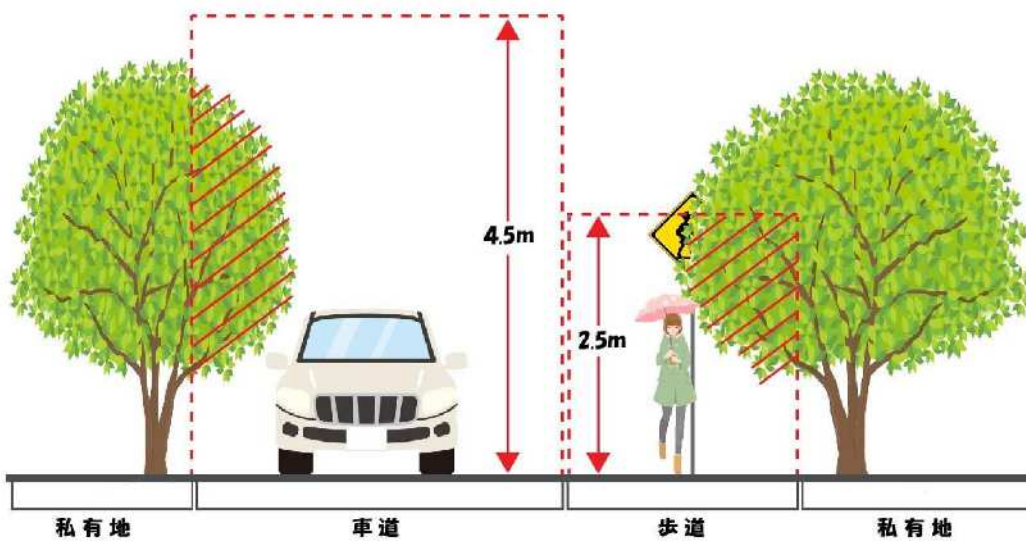
私有地に生えている樹木は土地所有者の管理物であり、山林や庭木、生垣等の樹木の張り出しや枝折れ・落枝等が原因で事故が発生した場合は、土地所有者が賠償責任を問われる場合があります。

通行の安全と事故防止のため、自己所有地をご確認の上、道路上に張り出している樹木は、所有者の責任において剪定・伐採等を実施し、適切に管理いただきますようお願いいたします。

〈参考〉

道路には、「建築限界」が定められています。「建築限界」とは、通行の安全性、円滑性を確保するため、道路法第30条及び道路構造令第12条により、車道の上空4.5メートル、歩道の上空2.5メートルの範囲内に障害となるものを置いてはならないと規定しているものです。

建築限界の範囲



賠償責任が問われる例

- 張り出した樹木やその枝が、道路標識を覆って見えなくなり事故が発生してしまう。
- 道路上の枝や枝から落ちた木の実、枝に積もった雪などが、車や歩行者に被害を与えてしまう。
- 枯れ木や折れた枝が、道路をふさぎ、通行できずに迂回しなければならない。